

令和5年度 特別国民体育大会セーリング競技
長野県予選会
帆走指示書(SI)

1. 適用規則

1. 1 本大会は「2021-2024 セーリング競技規則」(以下「規則」という。)に定義された規則を適用する。
ただし、本帆走指示書(以下「指示」という)によって変更されたものを除く。
1. 2 国体ウィンドサーフィン級については、競技規則付則(以下「付則」という。)Bを適用する。ただし付則B5中の付則61の変更及び付則B8は適用しない。
1. 3 規則42の違反に対しては、付則Pを適用する。
1. 4 各クラス規則のセール番号及び艇体番号の同一性に関する条項並びに個人会員登録に関する条項は適用しない。
1. 5 付則Tを適用する。「レース後ペナルティー」を履行した艇は、得点略語「PRP」を用いて記録される。これは、規則A10を変更している。

2. 競技者への通告

2. 1 競技者への通告は、陸上本部棟前に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

3. 1 帆走指示書(以下「指示」という。)の変更は、それが発効する当日の9:00までに、公式掲示板に掲示する。

4. 陸上で発する信号

4. 1 陸上で発する信号は、運営本部棟の信号柱に掲揚する。
4. 2 陸上で回答旗が展開された場合、レース信号「回答旗」中の「1分」を「30分以降」に置き換える。

5. レースの日程

5. 1 レースの日程は次のとおりとする。

第1レース	国体全種目	スタート予定時刻	11時00分
第2レース	引続き		
第3レース	引続き		
第4レース	引続き		
第5レース	引続き		

※15時35分以降のスタートは行わない。

5. 2 引き続きレースを行う場合、競技艇にレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分以前に音響信号とともにオレンジ旗を掲揚する。
5. 3 本大会は5レースが予定され1レースの完了をもって成立とする。

6. クラス旗

6. 1 国体種目のクラス旗はレーザ一級の記章を記した旗を使用する。

7. レース海面

7. 1 レース海面は諏訪湖のほぼ中央とする。

8. コース

8. 1 添付図-1の見取図は、レグ間の概ねの角度、通過すべきマークの順序及び各マークの通過する側を含むコースを示す。
8. 2 艇の帆走すべきコースは添付図1のとおりとする。

9. マーク

9. 1 マーク1は、数字で1と表示された黄色の円筒形のブイとする。又、マークSはオレンジの円錐形ブイ及びマークPは緑の円錐形ブイとする。フィニッシュ・マークはピンクの円錐形ブイとする。
9. 2 スタート・マークは、スタート・ラインのスターボードの端にあるレース委員会艇の信号艇とマークSの間とする。
9. 3 フィニッシュ・マークは、フィニッシュ・ラインの風上側の端にあるレース委員会艇の信号艇と下側にあるピンクの円錐形ブイの間とする。

10. スタート

10. 1 スタート・ラインは、スタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポールとマークSの間とする。
10. 2 スタート信号後4分以内にスタートしない艇は、審問なしに「スタートしなかった(DNS)」と記録される。これは付則A5.1及びA5.2を変更している。

11. コースの次のレグの変更

11. 1 コースの変更は行わない。これは規則33を変更している。

12. フィニッシュ

12. 1 フィニッシュ・ラインは、フィニッシュ・マークの上に青色旗を掲揚しているポールとその風下側にあるピンクの円錐形ブイの間とする。

13. レース・タイム・リミット

13. 1 レース・タイム・リミットは、規則29.1及び30に違反しないでスタートし、規則28のとおり帆走した各クラスの先頭艇のフィニッシュ後10分とする。
13. 2 レース。タイム・リミット内にフィニッシュできず、かつ、その後リタイアせず、ペナルティーをかされず、または救済をあたえられなかった艇は、審問なしにタイム・リミット超過(TLE)と記録される。TLEとなった艇は、レース・タイム・リミット内でフィニッシュした最後の艇が獲得した得点よりも、フィニッシュ順位に対し、1多い得点が記録される。これは規則35、A5.1、A5.2、A10を変更している。

14. スタート後の短縮または中止

14. 1 レース委員会は規則32.1に基づく理由によるコースの短縮またはレースの中止のほか、スタート後おおよそ30分以内に先頭艇が最初のマークに到達しそうにない場合はレースを中止することができる。またスタート後おおよそ60分以内にレースが終了しそうにない場合、レース委員会はコースを短縮またはレースを中止することができる。これは規則32.1を変更している。
14. 2 指示14.1に基づく措置については救済要求の根拠とはならない。これは規則62.1(a)を変更している。

15. 抗議と救済要求

15. 1 抗議、救済要求および審問再開の要求は、陸上本部で入手できる用紙に記入のうえ、締切時間内に陸上本部に持参して提出しなければならない。
15. 2 抗議締切時刻は、その日の最終レース終了後、またはレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらか遅い方から40分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することがある。
15. 3 レース委員会またはプロテスト委員会による抗議の通告を、規則 61.1(b)に基づき艇に伝えるために、公式掲示板に掲示する。
15. 4 指示 1.3に基づき規則 42 違反に対するペナルティーを課せられた艇の一覧は、公式掲示板に掲示する。
15. 5 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への質問の時間、場所、当事者および承認として指名された競技者への通告は、抗議締切時刻後10分以内に公式掲示板に掲示する。
15. 6 クラス規則違反[DP]、規則 55[DP]、指示 17 の違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは規則 62.2 を変更している。

16. 得点

16. 1 3レース以下しか完了できなかった場合、艇の得点は、全てのレースの得点の合計とする。4レース以上完了した場合、艇の得点は、最も悪い得点を除外したレースの得点の合計とする。

17. 安全規定[DP]

17. 1 出走申告と帰着申告は、チェックアウト/チェックインシステムを用いる。
17. 2 各艇は、出艇前に大会受付前に用意されているリストにサインしなければならない。
17. 3 帰着した艇は、帰着後速やかに大会受付前に用意されているリストにサインしなければならない。最終レース後のサインの締切時刻は、抗議締切時刻である。
17. 4 レース委員会が危険と判断した場合、艇体放棄を含む強制救助を行う場合がある。強制救助に対しては、艇からの救済要求の根拠とはならない。これは規則 62.1(a)を変更している。
17. 5 マスト・トップに着脱可能な浮力体を取り付けても良い。
17. 6 レースからリタイアしようとする艇は、出来るだけ早くレース委員会に伝えなければならない。又、指示 17.3 と同時に、大会受付前に用意されているリタイア報告書にサインしなければならない。

18. ごみの処分

18. 1 ごみは大会運営艇に渡してもよい。
18. 2 昼食は各自用意し、レース委員会艇に預けても良い。昼食時間は本部船より指示する。

19. 責任の否認

19. 1 このレガッタの競技者は自分自身の責任で参加する。規則 3「レースをすることの決定」参照。主催団体は、このレガッタの前後、期間中に生じた物理的な損傷または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任を負わない。

添付図-1

コース図

コース : S-1-SP (スタート) - 1-P-F

